

36LPS-V-23001-8

令和5年4月25日

# 市販型車両外注整備共通仕様書

航空自衛隊襟裳分屯基地

# 目 次

1.	総 則	3
1. 1	適用範囲	3
1. 2	用語の定義	3
1. 3	関連文書	4
2.	役務に関する要求	4
2. 1	使用部品及び材料	4
2. 2	整備作業の種類及び工程	5
2. 3	作業内容	5
2. 4	要求性能	6
3.	品質管理	6
3. 1	計測器及び検査機器の管理	6
3. 2	品質保証資料	6
3. 3	監督及び検査	6
4.	その他の指示	7
4. 1	提出書類	7
4. 2	補給手続き	7
4. 3	契約相手方の技術協力	7
4. 4	保証	7
4. 5	不具合の処置	7
5.	仕様書の疑義	7
別紙第 1	優良自動車部品一覧表	8
別紙第 2 - 1	車両検査手順 (一般車両)	9 ~ 20
別紙第 2 - 2	車両検査手順 (施設、荷役、その他の車両)	21 ~ 22
別紙様式第 1 - 1	車両等作業用紙 (一般車両)	23 ~ 24
別紙様式第 1 - 2	車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両)	25 ~ 26
別紙様式第 2	定期点検整備記録簿	27
別紙様式第 3 - 1	完成検査成績表	28
別紙様式第 3 - 2	(分解・機能) 点検成績表	29
別紙様式第 4 - 1	官給部品明細書	30
別紙様式第 4 - 2	官給部品明細書	31
別紙様式第 5 - 1	材料部品明細書	32
別紙様式第 5 - 2	材料部品明細書	33
別紙様式第 6	搬出入時車両器材等員数表	34

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	市販型車両 外注整備共通仕様書	36LPS-V-23001-8
		承認 令和2年 5月22日
		作成 令和2年 5月22日
		改正 令和5年 4月25日
		作成部隊等名 第36警戒隊
		ホームページ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">掲載</span> 不掲載

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、第36警戒隊が行う市販型車両の外注整備に関する一般共通事項に適用する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義 この仕様書及びこの仕様書に適用する個別仕様書に用いる用語の定義は次による。

- (1) 関連文書 関連文書とは、当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考文書となる文書で次のものをいう。
  - (a) 引用文書 引用文書とは、当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。
  - (b) 参考文書 参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解するための参考となる文書及び図面をいう。
- (2) 個別TO等 個別TO等とは、当該車両に適用する技術指令書（J.T.O.）及び製造会社が車両の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるものをいう。
- (3) 修理不能 修理不能とは、当該品目の修復に必要な諸費用が当該品目（同等品及び類似品を含む。）の新品取得価格の65%以上になる場合をいう。

品 名	市販型車両外注整備共通仕様書
-----	----------------

- (4) 市販型車両 市販型車両（以下、「車両等」という。）とは、一般に市販されている車両と同型式のものであって、J. T. O. 00-10-9の第1-2表に示すものをいう。
- (5) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため、監督官が契約履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- (6) 検査 検査とは、検査官が契約に基づいて整備された装備品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1. 3 関連文書 関連文書は次のとおりとし、この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1. 3. 1 引用文書

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- (3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (4) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- (5) 自動車の点検及び整備に関する手引き（昭和58年運輸省告示第123号）
- (6) 優良自動車部品の採用について（昭和43年空幕調達第275号）
- (7) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）
- (8) JAFR124（航空自衛隊調達規則）
- (9) JAFR125（航空自衛隊物品管理補給手続）
- (10) J. T. O. 00-10-9（航空自衛隊車両等整備基準）
- (11) J. T. O. 36-1-3（車両等の塗装及び標識）
- (12) J. T. O. 36-1-6（車両等検査要項）
- (13) J. T. O. 36-1-52（車両等の防錆処置要領）
- (14) 日本産業規格（JIS）
- (15) 各車両等の個別TO等
- (16) 個別仕様書で指定する文書等

#### 1. 3. 2 参考文書

- (1) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- (2) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- (3) J. T. O. 00-10-1（航空自衛隊装備品等共通整備基準）
- (4) 自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会連合会）
- (5) その他個別仕様書で指定する文書等

### 2. 役務に関する要求

#### 2. 1 使用部品及び材料

- (1) 整備作業に必要な部品及び材料（以下、「部品等」という。）は、個別仕様書で特に規定した部品等を除き、契約相手側において準備するものとする。
- (2) 部品等は、原則として製造会社の純正部品及び優良自動車部品（別紙第1）及び日本産業規格品とする。

品 名	市販型車両外注整備共通仕様書
-----	----------------

(3) 契約相手側が準備する純正部品及び優良自動車部品の割引率については、別に示す。

(4) 修理不能組部品の使用可能な小部品等を他の部位の修理に流用する場合は監督官の確認を得て活用を図るものとする。

2. 2 整備作業の種類及び工程 個別仕様書で規定する整備作業の種類及び工程は次のとおりとする。

2. 2. 1 定期検査整備 定期検査整備は、J. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査について、次の工程の作業を実施する。ただし、(2)、(3)の作業については、個別仕様書で規定された場合を除き、監督官の指示を受けるものとする。

(1) 定期検査

(2) 分解検査

(3) 修理

2. 2. 2 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法（以下、「車両法」という。）に定める定期点検整備（3か月、6か月、12か月、24か月）について次の工程の作業を実施する。ただし、(2)、(3)の作業については、個別仕様書で規定された場合を除き、監督官の指示を受けるものとする。

(1) 定期点検

(2) 分解検査

(3) 修理

2. 2. 3 計画外整備 計画外整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2. 3 作業内容 2. 2項に示す作業内容は、個別仕様書で特に規定するほか次のとおり実施する。

2. 3. 1 定期検査 定期検査は、J. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6に定める車両検査手順（別紙第2-1、2）に従い、個別TO等に基づき、目視点検、機能点検及び計測等の作業を実施し、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果をJ. T. O. 00-10-9に規定されている車両等作業用紙（別紙様式第1）に記録する。

2. 3. 2 定期点検 定期点検は、車両法に定める定期点検整備について、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに従い、個別TO等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検及び計測等の作業を実施し、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果を自動車点検基準に定める定期点検整備記録簿（別紙様式第2）に記録する。

2. 3. 3 分解検査 分解検査は、車両等が規定の性能が発揮できない又はそれが予期される要因となる部分を必要な最小限の単位に分解し、個別TO等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する部品等を判定するとともに、その結果を（分解・機能）点検成績表（別紙様式第3-2）に記録する。なお、分解した部品等は必要に応じ、洗浄処置を実施する。

2. 3. 4 修理 修理は、車両等が規定の性能を発揮できない又はそれが予期される場合、要因となる部分を修復するため、次の作業を実施する。

品 名	市販型車両外注整備共通仕様書
-----	----------------

- (1) 交換 部品等の取り換え及び取り換え後の調整を実施する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
    - (a) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）
    - (b) 契約相手方準備品の場合：材料使用明細書（別紙様式第5-1及び5-2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
  - (2) 加工 要修理部位を交換することなく、その状態、特性に応じた最適な方法で修理し、使用可能状態に復元する。
  - (3) 組立調整 分解、修理、組立等により修復した部品等を組み付け、規定の性能が得られるように各部を調整する。
  - (4) 防錆・塗装及び標識
    - (a) 車両等の防錆・塗装及び標識は、個別仕様書で別に規定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき、不具合部分に限定して実施するものとし、全面塗装を実施する場合は監督官の指示を得て実施する。
    - (b) 塗色は、J. T. O. 36-1-3に基づき、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
2. 3. 5 作業の中止 次に示す場合は作業を中止し、監督官の指示を受けるものとする。
- (1) 当該契約の個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
  - (2) 当該契約の履行中に、修理不能に該当する部品等が発生した場合。
2. 4 要求性能 車両等の性能は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、個別T O等の定めるところによる。
3. 品質管理
3. 1 計測器及び検査機器の管理 完成した車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査機器は、定期的に整備され、規定の性能が維持されていなければならない。
3. 2 品質保証資料 契約相手方は、2. 3項により作成した記録等を品質保証資料として保管し、いつでも参照できる状態にしておかななければならない。
3. 3 監督及び検査 外注整備に関する監督及び検査は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。
4. その他の指示
4. 1 提出書類 契約相手方は次の書類を提出しなければならない。
- (1) 車両等作業用紙（別紙様式第1）
  - (2) 定期点検整備記録簿（別紙様式第2）
  - (3) 完成検査成績表（別紙様式第3-1）又は、（分解・機能）点検成績表（別紙様式第3-2）
  - (4) 官給部品明細書（別紙様式第4-1及び4-2）
  - (5) 材料使用明細書（別紙様式第5-1及び5-2）
  - (6) 搬出入時車両器材等員数表（別紙様式第5）
4. 2 補給手続き

品 名	市販型車両外注整備共通仕様書
-----	----------------

- (1) 車両等の受け渡し 車両等の搬入及び搬出は、個別仕様書で示した場合を除き、履行場所がえりも町内の場合は官側が、えりも町外の場合は契約相手方の責任において実施するものとし、契約相手方は、搬出入時車両器材等員数表に必要事項を記録するものとする。
  - (2) 官給品 官給品の引き渡しは、原則として車両等の搬入時に実施する。契約相手方は官給部品等明細書との合致を確認し、受領するものとする。
  - (3) 交換部品の返納 交換した旧部品は、官給品と契約相手方準備品を区分した返納表（任意様式）を作成し、車両等搬出時に官側に返納するものとする。
4. 3 契約相手方の技術協力 契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。
- (1) 不具合（異状報告）に関して官側から依頼された場合の調査検討
  - (2) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示
4. 4 保証
- (1) 車両等の搬入後から搬出時までの一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
  - (2) 契約履行中における契約相手方の過失、その他により生じる損害は、すべて契約相手方の責任とする。
  - (3) 当該整備完了後6か月以内において機能不良、損傷等が発生した場合で、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合、契約相手方は無償で再修理の責めを負うものとする。なお、この判定は両者の協議により決定する。
4. 5 不具合の処置 契約相手方は、車両等及び官給品に不具合が発生した場合は速やかに監督官に報告し、必要な手続きを実施する。
5. 仕様書の疑義 仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じ、契約担当官に申し出るものとする。
6. 本役務の完了は、仕様書に基づき検査官の確認をもって行うものとする。

## 優良自動車部品一覧表

空幕発調達第184号 (36. 8. 1)  
 改正 空幕調達第127号 (40. 5. 27)  
 改正 空幕調達第275号 (40. 11. 8)

番号	品名	指定銘柄	備考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム ブリジストンタイヤ 阪東調査ゴム 高砂ゴム 純正各社	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
3	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電球 東芝電気 純正各社	
4	ミラー	同上	
5	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光舎 大同用品 純正各社	
6	ワイパー	朝日制作所 田中計器 三ツ葉電気 マルエス制作所 生井工業 自動車電気 純正各社	
7	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電気 宮本警報器 日本電装 純正各社	
8	方向指示器	アポロ工業 新日邦 純正各社	
9	ボール ローラベアリング (専用ベアリングを除く)	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
10	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業(株) (株)藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
11	ライニング (同リベットを含む)	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸制作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう 日野 日産ディーゼルを除く
12	フェーシング	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸制作所 純正各社	同 上
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所 宝栄工業 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 純正各社	同 上
14	マフラー	泰精板鉄工所 宝栄工業 大栄鉄工所 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 市川金属工 業 純正各社	同 上
15	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪神変圧器 純正各社	トヨタ いすゞ ふそう 日野 日産ディーゼルを除く
16	エレメント	東洋エレメント 東京濾器 土屋制作所 国産機器 日本濾過器 日本化工 ビーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正各社	紙製の燃料オイルエヤー・フィルタのみ。 ただし、いすゞV010-1240-00 1 (随自番号G2001-0112-00 6) ふそう 日野 日産ディーゼルを除く



## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通の部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることとがないか、左右にとられることとがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りが良いか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックス取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部ががたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲りや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたが無いかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キャスト・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスト、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。）
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間帯のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油音を上げた後リザーバタンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐ止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバタンクの液量	○	○	(1) リザーバタンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバタンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	1 1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	1 2. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより、点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1 3. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力方式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になつてまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1 回目より 2 回目、3 回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	1 5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔があるものはシクネス・ゲージにより、または、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し次の点検を実施する。 (1) ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外しドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがいないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バックプレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリバ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二十安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリア・ホイールシリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを回復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ 走 行 装 置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージなどを用いて、空気圧が規定値であることを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、編摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検 個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルクレンチなどを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 (車両総重量8 t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取り付ける際に、次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナット当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじぶ、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）</p> <p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状ある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウトター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p>

点検 個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
IV 緩 衝 装 置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイルスプリングなどの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内の圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ペローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジヤス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。この時、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調正式レリーズ・シリンダの場合は、点検不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつかなくなる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残りの測定(調整不可能なものは除く)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランス・ミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければオイル量は正常と判断してこの点検を省略することができる。)

点検 箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
				(2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖気し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両等によっては、Nレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異様な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリス漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断してこの点検を省略することができる。）
VI 電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碼子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖気後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがいないか。 (3) キャップ内側各端子（セグメント）に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがいないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。



点検個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖気させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖気させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖気させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、つまり、損傷などがいないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニーフールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニーフールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要。）
	6. エンジンオイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視になどにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視になどにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手（約10kg）で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態でラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

点検個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
Ⅷ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドル状態状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を点検する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷がないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てルなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱版に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドル状態状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖気状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付け状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
IX 附 属 装 置 等	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り替えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱版の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱版に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが負荷の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	8. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドルリング状態で、タンク内圧が規定値になるまで所要時間を調べることにより点検する。
	9. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11. 車枠（フレーム）、車体（ボディー）の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などが目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トラック・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などが目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などが目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに損傷などが目視などにより点検する。また、損傷などが目視などにより点検する。

点検 箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	1 2. 連結装置のカブラ機能と損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	1 3. 連結装置のピントル・フック 摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	1 4. 座席ベルト(シート・ベルト) の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	1 5. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	1 6. シヤシ各部の給油脂	○	○	(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるか目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂肪式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるか目視などにより点検する。

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般検査手順のほか次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを破損するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整取付けの確実並びに油漏れを点検する。
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。

点検 個所	点検項目	検査区分		点検の実施方法
		I 検	M 検	
	1 2. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのプッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないか点検する。
	1 3. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する。 (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	1 4. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	1 5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	1 6. 索導機 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	プッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。
	1 7. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	1 8. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみがないか調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲がったトラック・シールは交換する。
	1 9. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトの緩み点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																					
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換: ※印	✓	良好	T	締付																		
自動車番号	所属部隊			×	調整	C	清掃																		
開始日付	完了日付			×	取換	L	給油																		
				×	修理	分解したら記号を○で囲む																			
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																		
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム・サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																					
<b>II. 制動装置</b>				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷																					
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																					
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																					
6. リザーバ・タンクの液量 ※				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ																					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																					
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後		後	後		後	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
前輪	前	右	前	後	左	前	右	前																	
	後		後		後	後		後																	
11. ブレーキ・チャンバの機能				<b>V. 動力伝達装置</b>																					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び																					
14. ブレーキ・倍力装置の機能				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) プッシュロッド寸法等																					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用																					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量																					
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの摩耗				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後		後	後		後	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷			
前輪	前	右	前	後	左	前	右	前																	
	後		後		後	後		後																	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				(1) スプライン部の摩耗によるがた																					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				<b>VI. 電気装置</b>																					
<b>III. 走行装置</b>				1. スパーク・プラグの状態																					
1. タイヤの状態 ※				2. 点火時期																					
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				3. ディストリビュータのキャップの状態																					
(2) タイヤの亀裂、損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																					
*タイヤの溝の深さ				<b>VII. 原動機</b>																					
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙	1. 低速と加速の状態																
CO		HC		黒煙																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後		後	後		後	2. 排気の状態			
前輪	前	右	前	後	左	前	右	前																	
	後		後		後	後		後																	
3. エア・クリーナ・エレメントの状態																									
4. エア・クリーナの油の汚れと量																									
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																									
6. エンジン・オイルの漏れ																									

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びwind・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施設装置の作用		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラーの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. ブレッシュャ・レギュレータ・アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のビントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 閉扉発車防止装置の機能		
1. ホーン的作用	※		17. シャン各部の給油状態	※	
<p>署名については、※の項目のみであれば整備員印及び整備隊長等の長印欄にそれぞれの整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊長等の長印



車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号			
車種	検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換 : ※印	✓	良好	T	締付
自動車番号	所属部隊			×	調整	C	清掃
開始日付	完了日付			×	取換	L	給油
				×	修理	分解したら記号を○で囲む	
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考
<b>I. かじ取り装置</b>				<b>2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み</b>			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部			
<b>II. 制動装置</b>				(4) トルク・ロッド (ラジাস・ロッド) の連結部			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷			
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
<b>V. 動力伝達装置</b>				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間			
11. ブレーキ・チャンバの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間			
14. ブレーキ・倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等			
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量			
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
				(1) スプライン部の摩耗によるがた			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた			
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				<b>VI. 電気装置</b>			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態			
<b>III. 走行装置</b>				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※			
1. タイヤの状態 ※				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				<b>VII. 原動機</b>			
(2) タイヤの亀裂、損傷				1. 低速と加速の状態			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				2. 排気の状態			
*タイヤの溝の深さ				CO			
				HC			
				臭気			
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
				4. エア・クリーナの油の汚れと量			
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
				6. エンジン・オイルの漏れ			

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			3. チェーンリフト、ドライブ	※	
1. メターリング・バルブの状態			4. ケーブルウインチ、ホイスト	※	
2. ブローパイプ・ガス還元装置の配管の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			6. 油圧ポンプ	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			7. 一般漏えい油、水、空気	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			11. ドラム	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			12. 昇降機構	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			13. コミュテータ、ブラシ	※	
Ⅸ. 附属装置等			14. コントローラ	※	
1. ホーンの作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※		16. 索導機	※	
3. デフロスタの作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
4. 施錠装置の作用			18. キャタピラ	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			19. 排土版、スクレーパ	※	
6. マフラの機能			20. フィフス・ホイール	※	
7. 火花防止装置の状態			21. 補助脚	※	
8. エア・タンクの凝水			22. キング・ピン摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
9. エア・コンプレッサの機能			Ⅺ. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン		
10. ブレッシュャ・レギュレータ・アンローダ・バルブの機能			1. 操向装置	※	
11. 非常口の扉の機能			2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		3. クレーン・エンジン	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			4. クレーン電気系統	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			5. 補助脚	※	
15. シート・ベルトの状態			6. 通話装置	※	
16. 開扉発車防止装置の機能					
17. シヤシ各部の給油脂状態	※				

署名については、※の項目のみであれば整備員印及び整備隊等の長印欄にそれぞれの整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

目 家 用 貨 車	点検 取 扱 分 解	✓ /	交換 修理	× △	締付 清掃	T C	省略 C	P
							6 ( <input type="checkbox"/> )	
			調整	A	給油	L	12 ( <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> )	

### 定期点検整備記録簿

か月定期点検整備

、 は走行距離に  
よって省略できる項目を示す。

#### 点検の結果及び(分解)整備の概要

##### ■ステアリング装置

- ハンドルの操作具合/ハンドルの遊び、緩み、がた
- ステアリングギヤボックスの取付けの緩み
- ステアリングのロッド、アーム部の緩み、がた、損傷
- ロッド、アーム部のボールジョイントのグリス、ブーツの風乾、損傷
- ステアリングナックルの連結部のがた
- ホイール・アライメント
- パワー・ステアリング・ベルトの緩み、損傷
- パワー・ステアリングのオイルの潤れ、量
- パワー・ステアリングの取付けの緩み

##### ■ブレーキ装置

- ブレーキペダル遊び、踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキの効き具合
- パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ
- パーキング・ブレーキの効き具合
- ブレーキ・ホース及びパイプの潤れ、損傷及び取付状態
- ブレーキ液の量
- ブレーキのディスク・シリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパーの潤滑、清掃、損傷
- ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの動作
- ブレーキ増力装置のエア・クリーナの詰まり
- ブレーキ増力装置の調整/油密、空気、チェックバルブ、リレーバルブの動作
- ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗
- ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷
- ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ブレーキ・パッドの摩耗
- ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷
- センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
- センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- センタ・ブレーキのライニングの摩耗
- センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
- 二重安全ブレーキ機構の機能

##### ■走行装置

- タイヤの状態/空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異状摩耗、スペアタイヤの空気圧
- ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
- フロント・ホイール・ベアリングのがた
- リヤ・ホイール・ベアリングのがた

##### ■サスペンション

- リーフ・スプリングの損傷
- リーフサスペンションの取付け部、連結部の緩み、がた、損傷
- コイル・サスペンションの取付け部、連結部の緩み、がた、各部の損傷
- ショック・アブソーバの損傷、オイルの潤れ

##### ■動力伝達装置

- クラッチ・ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用
- クラッチ油の量
- トランスミッション、トランスファのオイルの潤れ、量
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み
- ドライブ・シャフトのユニバーサルジョイント部のグリス、ブーツの風乾、損傷
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのジョイント部のがた
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた
- アフタレンシャルのオイルの潤れ、量

##### ■電気装置

- 点火プラグの状態
- 点火時期
- ディストリビュータのキャップの状態
- バッテリのターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み及び損傷

##### ■エンジン

- エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷
- エア・クリーナのオイルの潤れ、量
- 低速、加速の状態
- 排気ガスの状態/排気ガスの色、CO、HCの濃度
- エンジン・オイルの潤れ
- 燃料潤れ
- ファン・ベルトの緩み、損傷
- 冷却水の潤れ

##### ■ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置

- メタリング・バルブの状態
- ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷
- チャコール・キャニスタの詰まり、損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの動作
- 触媒等の排気ガス減少装置の取付けの緩み、損傷
- 二次空気供給装置の機能
- 排気ガス再循環装置の機能
- 減速時排気ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態

##### ■その他の装置

- ホーン、ワイパ、ウィンドウウォッシャー、アフロスタ、ハンドル・ロック装置の作用
- エグゾーストパイプ、マフラーの取付けの緩み、損傷、腐蝕
- 遠隔操作の取付けの緩み、損傷、腐蝕
- マフラーの機能
- エア・タンクの放水
- エア・コンプレッサ、フレッシュ・レギュレータ、デンプロープ・バルブの動作
- フレーム、ボディの緩み及び損傷
- シート・ベルトの損傷、作用(レンタカーのみ)
- シヤシ各部の給油状態

##### ■メーカー指定点検項目


##### ■メーカー指定項目のその他


完 成 検 査 成 績 表

調 達 要 求 番 号

契 約 番 号

物 品 番 号

品 名 ( 形 式 )

一 連 番 号

会 社 検 査 担 当 官

会 社 名

担 当 検 査 官

検 査 年 月 日

(分解・機能) 点検成績表

要 交 換 部 品				結 果
部 品 名	規格 (メーカー部品番号)	単位	数量	

1. 本表には、分解検査で判明した要交換部品を記入する。
2. 結果欄には、点検結果、計測結果及び契約相手方の意見（不具合に関する原因、対策及び処置等）を記入する。

官 給 部 品 明 細 書				提出会社																			
物 品 番 号				作成者																			
品名	車番	型式	年式	部	部	規	格	(メ	ー	カ	ー	一	部	品	番	号)	数	量	単	位			
番	号	使	用	部	品	部	規	格	(メ	ー	カ	ー	一	部	品	番	号)	数	量	単	位		
																						部	品
																			頁				

番号	使用部品		部品番号	数量	単位	使用部品		部品番号	数量	単位
	部品名	規格（メーカー部品番号）				部品名	規格（メーカー部品番号）			
										頁

材 料 使 用 明 細 書				提出会社			単位	数量	品
				品名	車番	型式			
物 品 番 号				品名	車番	型式	単位	数量	品
番号	部 品 名	規格(メーカー 一部品番号)	部 品 名						
									頁



番号	使 用 部 品		部 品 番 号	数量	単位	使 用 部 品		数量	単位
	部 品 名	規格 (メーカー部品番号)				部 品 名	規格 (メーカー部品番号)		
頁									

## 搬出入時車両器材等員数表

調達要求 No.		物品番号					
契約 No.		車両器材名					
差出部隊名		一連番号					
車体番号		型式					
機関番号							
搬入年月日	年 月 日	搬出年月日	年 月 日				
搬入時 km	km	搬入時 km	km				
搬入時燃料	/ 4	搬出時燃料	/ 4				
No.	品 名	現数	状 態	No.	品 名	現数	状 態
立 会 者		立 会 者					
検 査 員		検 査 員					
備 考							